

反 論 書

2021年5月20日

東京都選挙管理委員会 御中

審査申立人

山口あずさ(総代)	木村聡志	星公一郎
星出卓也(総代)	久保田恵美子	堀本泰弘
増田恵津子(総代)	齊藤光信	村瀬敬子
安孫子誠也	田巻則之	森輝雄
阿部聡子	坪井照子	山路満
伊藤康子	中川航一	山田眞
鍵山直人	中村雅実	渡邊昇
粕谷力	並木和子	他 計85名

1. 反論の趣旨

審査申立人らは、本件処分庁による3西選第70号の弁明書（以下、「本件弁明」という。）について、公職選挙法第216条第2項で準用する行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき反論し、令和3年2月7日執行西東京市長選挙の効力を無効にすることを求める。

2. 処分庁の認否について

以下、弁明書記載事項について、反論の必要のある個所について抽出して述べる。

(1) 弁明書(1)アについて、但し書きを認める。以下「池沢候補」ということに同意する。

(2) 弁明書(1)イ及びウについて、処分庁は、池沢候補が前西東京市長であることを認めながら、「前副市長」が選挙人に対し池沢候補を類推させることについて不知、かつ、平井候補が前逗子市長であることを類推させることについて不知とのことだが、まじめに弁明する意思があるのかが疑わしい。公職選挙法の解釈について、職名が候補者を類推させないというような大人の吐いている嘘がまかり通っている現状について、改めて、東京都選挙管理委員会の評価をお尋ねするものである。

なお、申立人らが、この件について確認を求めるのは、処分庁が法定ビラについて、その形式的判断を持って足りると主張し、かつ、申立人らが法定ビラが届出制であるとされることの制度設計、すなわち確認団体によって提出されたビラであることの信頼があり、かつ、表現の自由を尊重し検閲を禁止する我が国の憲法の下、事前審査が不適切であるからこそ、事後的に審査

されなければならないという主張について、何ら応えようとしないからなのである。

公職選挙法第1条は、「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」と規定しているのであるから、その法を遵守することが、法の精神を尊重することにつながることは当然の前提と考えられるところ、処分庁は、表面的に法の規定を参照し、法の精神をないがしろにする弁明に終始しているのであるから、法の解釈そのものについて、再考の必要があるのではないかと申立人は思料せざるを得ないのである。

(3) 弁明書(6)アで、申立人らが法第235条の違法について主張していることについて、処分庁は争うとしながら、何ら意見を述べていない。処分庁は本件ビラに違法がないと判断しているのか、何ら言及がなく、(6)イは認めながら、刑事告発しないということの根拠が不明である。

3 処分庁の法的判断が誤りであること

(1) 法第205条第1項につき、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」を分解し「選挙の規定に違反することがあるとき」に初めて、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」を判断するとしている。

処分庁は、投票行動そのものと投票の結果を分離して考えようとするものであるが、投票の結果、市長として別の候補者が選ばれる可能性があること自体が、選挙人全般に影響を及ぼすことであるのは自明である。

選挙無効の判断をする場合に、「選挙の規定に違反することがあるとき」と「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」は互いに呼応する関係にあると考える必要がある。

昭和39年12月10日第1小法廷判決は、「もともと選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいかなる要因によつて行われるかは、各人各様である」と判示し「本件選挙における当落得票差は僅か三票にすぎず、本件誤記の違法が当落に異動を及ぼす可能性も濃厚なものが推測される」とし、「選挙争訟はいわゆる民衆争訟に属し、自由公正を欠く違法な選挙の結果を排除する公益上の要請から認められた制度であつて、候補者や特定の選挙人の権利利益の保護救済を直接その目的とするものでないことは多言を要しないところである。従つて、本件選挙の違法が、選挙の結果に異動を及ぼす虞の認められる以上、選挙は無効とせらる」と、選挙の無効を認めているのである。

本件処分庁が本件における公益上の要請について、何ら考慮していないことは明らかである。

貴東京都選挙管理委員会におかれましては，西東京市の選挙の公正のため，令和3年2月7日執行西東京市長選挙の効力無効の裁決をなされますよう，お願い申し上げます。

以 上